

(仮称)社会福祉法人西美濃福祉会
学童保育どろんこ子どもクラブ建設事業

設計・施工・工事監理一括発注業務 要求水準書

令和 7 年 5 月

社会福祉法人西美濃福祉会

目 次

1 基本的事項	1
(1) 要求水準書について	1
① 要求水準書の位置づけ	1
② 要求水準書の変更	1
(2) 本事業の基本的な考え方	1
① 事業目的	1
② 本事業の基本方針	1
(3) 事業概要	2
① 事業方式	2
② 整備対象施設	2
③ 業務範囲	2
④ 事業スケジュール	3
 2 本事業における条件	4
(1) 事業の与条件	4
① 敷地等概要	4
② 都市計画情報	6
③ インフラ整備状況	6
④ 地盤状況	6
⑤ 定員数の設定	6
⑥ 計画施設の規模等	6
⑦ 施設の整備方針	7
⑧ 施設配置計画	7
⑨ 施設建築計画	7
⑩ 施設設備計画	10
⑪ 施設構造計画	14
⑫ 省エネルギー計画	16
⑬ 屋外配置計画	16
⑭ 外構整備	17

⑮ その他条件	17
(2) 適用法令等	18
① 適用法令	18
② 適用基準・指針等	20
(3) 貸与品等	21
 3 事業実施に係る要求水準	22
(1) 共通事項	22
① 受注者の役割	22
② 監督職員等の役割	22
③ 関係官公署等への届出手続	22
④ 打合せ及び記録	23
⑤ 各段階における履行確認	23
⑥ 検査	23
(2) 設計業務に係る要求水準	24
① 設計業務に関する留意事項	24
② 整備対象施設の基本設計	24
③ 整備対象施設の実施設設計	26
④ 設計定例会議	27
⑤ 成果品の管理及び帰属	27
⑥ 関連業務との調整	28
⑦ 検査	28
⑧ 工程表及び内訳書	28
(3) 工事監理業務に係る要求水準	28
① 工事監理業務	28
② 施工段階における変更等の手続	29
③ 主な業務内容	29
④ 工事監理業務の留意事項	29

添付資料

・添付資料 1 予想されるリスクと責任分担

※設計・施工に関する成果品等は業者選定後、協議の上決定するものとする。

1 基本的事項

(1) 要求水準書について

① 要求水準書の位置づけ

本要求水準書（以下「本書」という。）は、社会福祉法人 西美濃福祉会（以下「当法人」という。）が、（仮称）社会福祉法人西美濃福祉会 学童保育どろんこ子どもクラブ建設事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、設計・施工・工事監理を一括して発注する方式（D B : D e s i g n B u i l d）で選定する設計・施工・工事監理業務事業者（以下「受注者」という。）に要求する設計業務、施工業務、工事監理業務に関する水準を示すものである。

本事業では、園舎の建設及び外構整備、既設のはだしこ保育園敷地内の外構整備までを行う。

② 要求水準書の変更

1) 変更可能な事由

- (ア) 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- (イ) 災害、事故等により特別な業務内容が必要とき又は業務内容を著しく変更するとき。
- (ウ) 当法人の事由により業務内容の変更が必要とき。
- (エ) その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

2) 変更手続き

要求水準の見直しにあたり、当法人は事前に受注者に連絡する。要求水準の変更に伴い、当法人と受注者は、必要な契約又は支払額の変更を行うものとする。

(2) 本事業の基本的な考え方

① 事業目的

当法人どろんこ子どもクラブは1999年に働く父母により設立され、当初より大垣市内の建物を間借りして学童保育事業を実施してきた。現在の施設は令和2年4月より借用して使用しているが、建物の老朽化と避難階段の未整備のため、早期に代替施設確保が必要な状況である。

② 本事業の基本方針

1) 安全・安心な施設

- ・ インクルーシブに配慮した施設とする。
- ・ 防災・防犯対策に配慮した施設とする。
- ・ 維持管理や清掃等が容易に実施でき、財政的な負担軽減が図れる施設とする。

2) 個々の成長に応じた特色ある教育・保育施設

- ・ 子どもの成長に合わせて、楽しく体を動かしながら、自ら主体的、継続的に遊びができる施設とする。
- ・ 生活の中で自然と運動量の増加が図れる施設とする。

3) 保護者、地域、学校等との連携がしやすい施設

子育て相談や支援機能を有する施設であり、保護者や地域との交流がしやすい施設とする。
就学後の生活や雰囲気馴染みやすいよう、小学校と連携しやすい配置とする。

4) 地球環境に配慮した持続可能な地域の実現につながる施設

木材を積極的に利用した施設整備を行うことや、太陽光発電設備の設置、外壁の断熱化及び
高効率空調設備の導入等により、Z E B - R e a d y 以上の省エネ基準の施設とする。

5) 放課後支援員等が働きやすい施設

支援員の動線や、園児の安全を見守るための視認性等に配慮し、働きやすい施設とする。

(3) 事業概要

① 事業方式

本事業は、「大垣市 P P P 活用指針」に基づいて、当法人が施設の設計・施工・工事監理を一括して発注する方式（D B : D e s i g n B u i l d）により実施する。

② 整備対象施設

新園舎

新園舎の外構

隣接地はだっこ保育園の外構（新園舎建設事業に伴う部分）

③ 業務範囲

本事業における当法人と事業者の役割分担は次のとおりとし、事業実施にあたり予測される「予想されるリスクと責任分担」については、添付資料1のとおりとする。また、これに定めのないものについては協議により決定する。

事業名	業務項目		当法人	事業者
(仮称) 社会福祉法人西美濃福祉会 学童保育どろんこ子どもクラブ建設事業	D B 業務	設計業務		○
		工事監理業務		○
		施工業務		○
	その他 業務	現況簡易測量調査及び地質調査業務	△※	
		備品の調達	○	
		屋外遊具の設置	○	
		新施設への引っ越し	○	
		新施設の維持管理	○	
		新施設の運営	○	

※計画地はサンタガリシア大聖堂の解体工事が進んでおり、解体後にしか現地を確認する事はできないため、測量前の計画図と、隣地はだっこ保育園の敷地図を現地確認の際に閲覧可能です。

④ 事業スケジュール

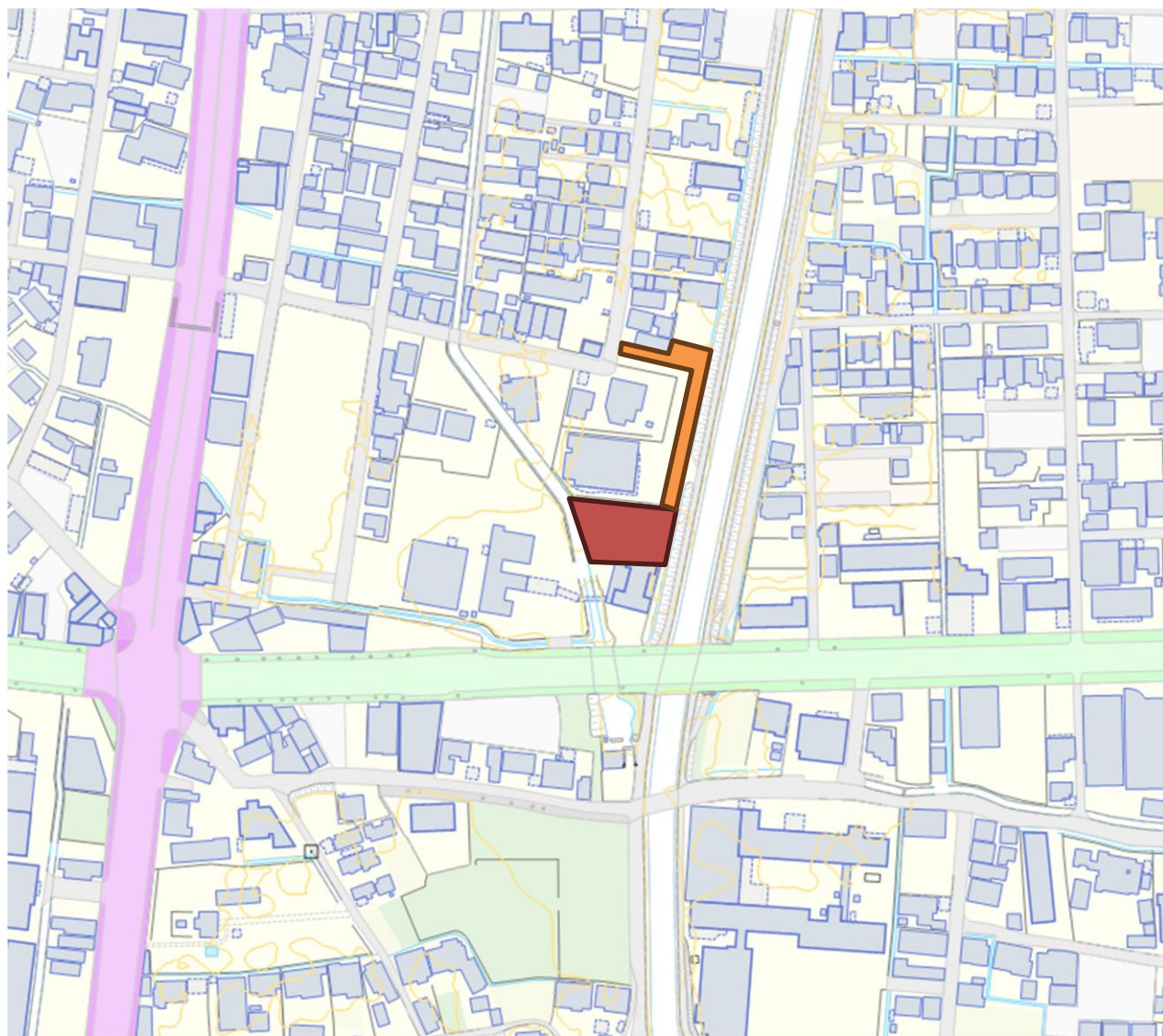
内 容	日 程
解体工事	令和 7 年 7 月 31 日まで
設計業務	令和 7 年 8 月中旬から 令和 7 年 11 月 30 日まで
施工業務	令和 7 年 12 月上旬から 令和 8 年 9 月 30 日まで
工事監理業務	令和 7 年 12 月上旬から 令和 8 年 9 月 30 日まで
新施設への 引っ越し	令和 8 年 10 月頃
開園	令和 8 年 10 月頃

2 本事業における条件

(1) 事業の与条件

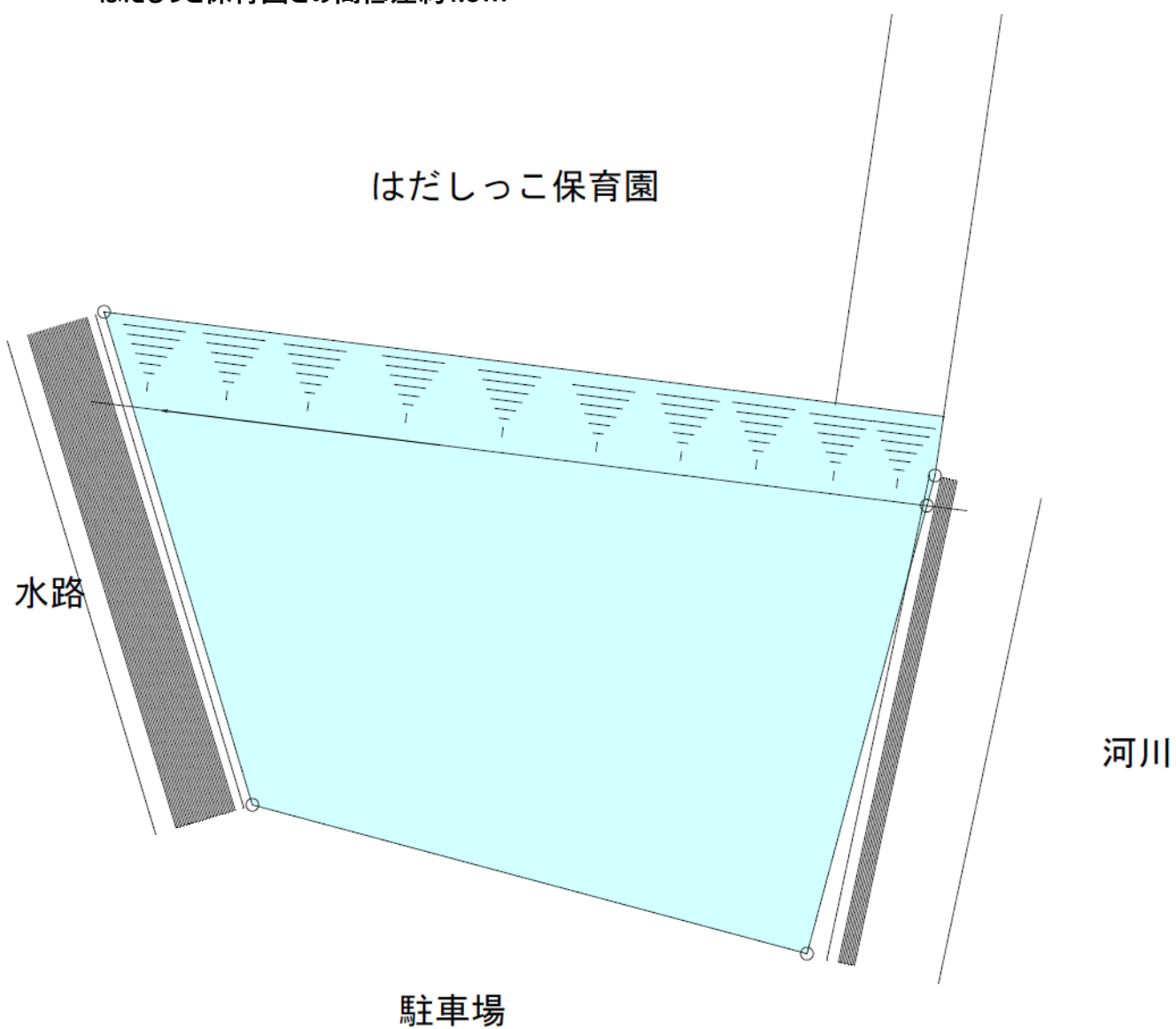
① 敷地等概要

地名地番：岐阜県大垣市南瀬町1丁目185番1の一部



敷地面積：約1,100㎡

はだしこ保育園との高低差約1.8m



② 都市計画情報

都市計画区域	市街化区域内
用途地域	第一種住居地域
防火地域	指定なし（第22条区域）
指定建蔽率	60%
指定容積率	200%
日影規制	高さ10mを超える建築物 （測定面4m、5m以内5時間、10m以内3時間）
文化財保護地域	対象地域外
その他	下水道処理区域、居住誘導区域内（都市機能誘導区域外）

③ インフラ整備状況

本敷地のインフラ整備状況は、接道が無い場合全てははだっこ保育園側からの分岐となる。はだっこ保育園内に水道メーターは40mm、井戸水あり、基本的には井戸水を分岐するが、調理室・シャワールームのみ上水とする。

電気はキュービクルから地中埋設にて引き込むものとする。

その他のインフラも全てははだっこ保育園からの分岐となるが、はだっこ保育園の調査が必要な事や使用状況の確認など必要になるため、調査や接続工事の内容確認は施工業者選定後に行うものとして、契約前に最終確認を行う。

④ 地盤状況

計画地の解体工事後に地盤調査となる。

地盤調査は本業務を実施する事業者の責任において行うものとする。

⑤ 定員数の設定

園児 40人 × 2クラス 合計80人

指導員 常時2人 14時から6人

⑥ 計画施設の規模等

規 模	建築面積：300㎡以下 延べ面積：約250㎡以下 階 数：平屋建て
構 造	木造
耐火性能	防火構造
建物用途	児童福祉施設

⑦ 施設の整備方針

- (ア) 保護者の駐車場は別の敷地で計画するため、本工事には駐車場の計画は不要である。
- (イ) 自然エネルギーを利用した省エネ設備を導入する（太陽光発電設備等）。
- (ウ) 意匠・構造・設備の総合的観点からランニングコスト、ライフサイクルコストを削減する。
- (エ) ZEB-Ready相当の省エネルギー性能を満たすことを目標に設計を行う。
- (オ) 施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを採用する。
- (カ) あたたかい雰囲気のある意匠となるよう、内装仕上げには、積極的に木質材料を採用する。

⑧ 施設配置計画（敷地ゾーニング）

- (ア) 施設へのアプローチは、計画敷地北側のはだっこ保育園敷地を机上分筆して計画する。
- (イ) 旧サンタガリシア大聖堂跡地の北側半分の計画地で、南半分は計画に含める事はできない。このため計画敷地に接道がなく、隣接するはだっこ保育園の敷地を机上分筆して接道要件を満たすこととする。机上分筆の計画も提案内容に含めることとし、机上分筆ではだっこ保育園敷地については本項・次項の敷地には含めていない。なお、机上分筆で影響のある範囲においては本工事の費用に全て含めるものとし、はだっこ保育園側の敷地面積が小さくなることについて関係する法令、又工事費用についても全て含め計画とする。
- (ウ) はだっこ保育園の園庭を通して計画地に入っていくため、はだっこ保育園の園児や保護者にも配慮した計画とする。
- (エ) 維持保全のしやすさを考慮しつつ、園児に親しまれる緑化計画とする。
- (オ) 近隣への日影及び騒音対策を考慮した園舎形状及び配置とする。

⑨ 施設建築計画

(ア) 施設の構成（主要な室等）

- ・ 遊戯室（2単位）
- ・ 指導員室
- ・ 児童用休憩室
- ・ 調理室
- ・ 物置
- ・ 掲示板コーナー
- ・ 玄関ホール
- ・ 多目的トイレ
- ・ 男子トイレ
- ・ 女子トイレ
- ・ 手洗い
- ・ シャワー室
- ・ 洗濯室

(イ) 各室配置計画条件（室ゾーニング）

保育室及び遊戯室は、園庭に直接出られる計画とする。

職員室は、来園者の確認が容易で、かつ、園庭や遊戯室などが見渡せる配置とする。

天然木を多く使った温かみがある室内とする。

室名称	仕様・用途等	参考床面積
遊戯室	● 床面積は、1人当たり1.65㎡以上の有効面積を確保する。 ● 天井はできる限り高く、部屋の中央に柱が出ないようにする。 ● 食事を行うのに支障が無い広さとする。 ● 遊具収納、保育備品用収納を設ける。	合計 160㎡程度
指導員室	● 遊戯室が見渡せる配置 ● エントランス、遊戯室、トイレのある廊下に直接出られる計画。 ● 園児用の休憩室を隣接させる	計18㎡程度
児童用休憩室	● 体調が悪くなった園児が休憩できるスペースを設ける。 ● タタミとする。 ● 布団を収納する。	3～5㎡程度
調理室	● 調理台はシステムキッチンL2550同等として、IH調理器を設ける ● 本格的な調理は行わないが、炊飯、軽食や副菜をすこし作れる程度の家電がおけるスペースを確保する。炊飯器、電子レンジ、冷蔵庫などは2台以上置けるようにする。 ● カウンター式として園児とコミュニケーションが取れるようにする。 ● 配膳や収納に困らないようにスペースを確保する。 ● 直接外に出られるようにする。 ● つり戸棚を設ける。	10～12㎡程度
物置	● 食事や勉強時のテーブルや椅子、掃除道具、教材などを収納。 ● 大きな部屋でなくとも分散して設ける事も可能。	6～10㎡程度
掲示板コーナー	● 玄関ホール近辺に掲示物を貼れるスペースを設ける。	6㎡程度

多目的トイレ	手摺を設置する。 ウォームレット設置。 掃除のしやすい室内仕上げとする	3㎡程度
男子トイレ	掃除のしやすい室内仕上げとする 普通便座	1.5㎡程度
女子トイレ	掃除のしやすい室内仕上げとする 普通便座	1.5㎡程度
手洗い	児童 3 人程度が並んで使える大きさ。 SUSシンクが良い。	適宜
シャワー室	児童を洗う事もある。指導員も使用する。	適宜
洗濯室	洗濯機を置ける部屋 シャワールームの脱衣としても使用する。	3㎡程度

⑩ 施設設備計画

電気、衛生、空調等の各設備は、環境に配慮し省エネルギー化を推進するとともに、地震等の大災害発生時には、安全性が確保できる計画とする。

また、技術の進歩や施設の利用方法の変化及び園舎の維持保全に応じて簡易に保守点検・補修・改修ができ、常に経済性と快適性を合わせ持つよう配慮する。

【電気設備計画】

1) 一般事項

(ア) 原則、国土交通省仕様とする。

(イ) 電気設備技術基準、その他関連諸法規に準拠する。

(ウ) 維持管理、保守が容易で更新時の影響を最低限にできるシステム構成とする。

(エ) LED照明をはじめとした省エネルギー機器の採用により、エネルギーの消費を抑えた計画とし、環境にやさしく、ライフサイクルコストの低減に配慮した計画とする。

(オ) 将来の電気機器及び電気容量の増加に備え、受変電設備、配電盤内に電灯、動力ともに予備回路を設置する。

(カ) ランニングコスト削減のため、最大需要電力に配慮する。

2) 電灯コンセント設備

(ア) 照明計画は、レイアウト変更に対応できる均質な照度を確保する器具配置とし、点灯方式も配線替えなしに容易にレイアウト変更に対応できる計画とするとともに、きめ細かい運用により省エネルギー化を図る計画とする。

(イ) 照明器具、コンセント、配線器具類を設置する。

(ウ) 照明器具はLED照明を基本とし、空間の快適性を考慮した光源とする。

3) 防災設備

建築基準法及び消防法に準拠し必要な設備を設置する。

4) インターホン設備

正面玄関にカメラ付きドアホンを設置し、職員室にモニター付き親機を設置する。

5) 太陽光発電設備

園舎屋上に太陽光発電設備（定格容量10kW程度）を導入する。

6) 機械警備保障設備

職員室に機械警備保障設備を設置できるように配管を敷設する。

機械警備機器類は備品扱いとし、本事業の対象外とする。

【機械設備計画】

1) 一般事項

省エネルギー、省資源に配慮する。原則、国土交通省仕様とする。

機械設備及び調理機器の熱源は、イニシャルコスト及びランニングコストを低減できる方式とする。

更新・メンテナンスの容易性や経済性等に配慮し、原則、汎用品を使用する。

室内の空気環境に十分留意する。操作の容易性を確保する。

誤操作を防止できる機能、緊急停止装置・感震装置等により安全性を確保する。

危険箇所には、危険表示をする。防虫及び防鼠対策を講じる。

地域に則した凍結防止対策を行う。

2) 換気・空調設備

(ア) 外気及び室内設計条件

〔設計外気条件〕 建築設備設計基準令和3年版岐阜地域参照

〔設計室内条件〕 空調『有』 夏季： 温度26℃、湿度 50%（成行き） 冬季： 温度22℃、40%（成行き）

(イ) 主な空調設備は、各室において温度管理が行えるよう個別制御が可能な空調システムとする。また、職員室で集中管理が行える。

(ウ) 補助金の対象となるよう天井カセット式エアコンとする。

(エ) 給排気設備ともに防虫対策を行う。

(オ) 調理エリアの水蒸気及び熱気等の発生する場所においては、十分な容量の強制排気設備を設ける。

(カ) 調理室に設置する換気設備は、結露対策を施した構造とし、場内の温度・湿度の上昇をできるだけ防ぐように配慮する。

(キ) 換気ダクトの主系統部分は、断面積が同一で、直角に曲げないようにし、粉塵が留まらない構造とする。

(ク) 調理系統の外気取入口及び排気出口の主たる位置は、周囲に影響の少ない場所に計画する。

(ケ) 外気を取り込む換気口には、汚染された空気及び昆虫等の流入を防ぐためのフィルター等を備える。なお、フィルター等は、洗浄、交換及び取付けが容易に行える構造とする。

(コ) 排煙設備は、自然排煙設備（建築工事）にて対応する。

3) 給水設備

(ア) 水道本管圧力及び水理計算上対応可能であれば、水道直結方式を選択する。

(イ) 調理場・シャワー室以外は井戸水を利用する。

4) 給湯設備

(ア) プロパンガス、ガス給湯器を使用する。

(イ) 給湯箇所は、調理室、シャワー室とする。

5) 排水設備

(ア) 下水道本管に接続する。

(イ) 厨房系統排水には厨房除害設備（グリストラップ等）を設け、下水道排水基準に適合させる。

6) ガス設備

プロパンガス

7) 衛生器具設備

(ア) 大便器について、便器はパブリック向け床置床排水防露便器（コーティング）、密結防露タンク（蓋固定）とし、便座は、普通便座を設置する。

(イ) 手洗いはSUS製の深型シンクで、首振りの単水栓とする。園児3人程度が同時に使用できる大きさとする。

(ウ) シャワーユニットは、家庭用0812サイズ[※]程度とする。

(エ) 屋外の緑地帯に散水栓を設置する。

(オ) 手・足洗い場は、立水栓・ガーデンパンを設置する

8) 備品類

職員用事務机・椅子、会議机・椅子、園児用机・椅子、園庭・室内保育品類、下足箱、家庭電化製品、カーテン・ブラインド類は備品扱いとし、本事業の対象外とする。

④ 施設構造計画

新園舎は、主に園児や職員が利用し、時には避難所としても利用するため、想定される地震に対して十分な耐震性を有し、避難が完了するまでの十分な時間を確保できる安全性、耐久性を実現する構造とする。

1) 耐震性能目標

地震発生時には、幅広い年代の利用者が避難することが想定され、構造体の耐震安全性はもとより、建築非構造部の耐震安全性についても十分な安全が確保されるよう配慮する必要があるため、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）」による耐震安全性の分類を「Ⅱ類」「A類」「乙類」とする建築物として設計する。※①

2) 構造形式について

十分な耐震性・安全性・信頼性・耐久性を確保し、経済性も含めた総合的な観点で検討を行い、最も適した構造形式を選定する。

【官庁施設に求められる耐震安全性（耐震安全性の分類）】

施設の用途	対象施設	耐震安全性の目標		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達のための施設	・指定行政機関入居施設 ・指定地方行政ブロック機関入居施設 ・東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定地方行政機関入居施設	Ⅰ類	A類	甲類
	指定地方行政機関のうち上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関入居施設	Ⅱ類		
被災者の救助、緊急医療活動等のための施設	病院、消防関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	Ⅰ類	A類	甲類
	上記以外の病院、消防関係施設	Ⅱ類		
避難所として位置づけられた施設	学校、研修施設等のうち、地域防災計画で避難所として指定された施設	Ⅱ類	A類	乙類
危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質又は病原菌を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	Ⅰ類	A類	甲類
	石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	Ⅱ類		
多数のものが利用する施設	学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等	Ⅱ類	B類	乙類
その他	一般官庁施設（上記以外のすべての官庁施設）	Ⅲ類	B類	乙類

【耐震安全性の目標】

部位	耐震安全性の分類	耐震安全性の目標
構造体	I 類 (1.5)	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II 類 (1.25)	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	III 類 (1.0)	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の体力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築 非 構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。

建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

※構造体における耐震安全性の分類について括弧内の数値は重要度係数を示す

※1

構造体分類はII 類として定められているが、建築基準法の1.25倍では、昨今の震度7クラスの大地震には複数回耐える事が出来ないため、I 類として1.5倍以上の耐震性能として、本事業の建物を計画するものとする。

⑫ 省エネルギー計画

- 1) エネルギーの使用を削減する省エネルギーの推進や太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入し、ZEB-Ready相当の省エネルギー性能を満たすことを目標に設計を行う。また、環境に配慮した経済的かつ耐久性の高い資材や設備等を有効に使用した省資源、省エネルギーな施設を目指す。
- 2) 園舎全体の高断熱化
- 3) 太陽光発電設備の導入
- 4) 園舎のバルコニー、窓庇等による日射遮蔽の検討
- 5) 高木植樹による西日の遮蔽検討
- 6) 自然エネルギーの利用検討

⑬ 屋外配置計画

1) 園庭

- ・ 緑化計画に則り、適切な計画を行う。
- ・ 保育室から園庭に直接出入りが可能で、相互に活動が見えるように配慮する。
- ・ 駐車場・駐輪場
- ・ 駐車場は、本事業とは別の場所にて借用するため、計画は不要。

⑭ 外構整備

- 1) はだっこ保育園の敷地内整備
- 2) 机上分筆の申請に伴うはだっこ保育園の外構修繕工事については、関係法令を厳守して、はだっこ保育園・どろんこ子どもクラブ双方に支障が無いように整備をする。

⑮ その他条件

建築基準法、消防法、都市計画法、岐阜県建築基準条例等の関連法令を遵守する。

「大垣市緑を育み生かす条例」に適合した緑化計画の設計。

四季の変化を楽しめ、五感を使って遊べるよう、実がなり、色づく樹木を整備し、遊びの中で生命の尊さ等を学べるよう、身近に植物や虫と触れ合うことができる環境とする。

(2) 適用法令等

① 適用法令

本事業の実施に当たっては、法令、関連施行令、施行規則、条例、規則、要項等を遵守すること。なお、本事業を実施するに当たり適用される関係法令、関係条例等がある場合は、遵守すること。

(3) 貸与品等

名 称		種 別	
①	はだしこ保育園ポーリングデータ	①	PDFデータ
②	計画敷地 分筆案（計画段階）	②	PDFデータ
③	はだしこ保育園配置図・外構図	③	PDFデータ

提供場所・時期 ： はだしこ保育園・提案資格確認後・メールにて送付

3 事業実施に係る要求水準

(1) 共通事項

① 受注者の役割

- 1) 受注者は、本書の趣旨及び内容を十分に理解し、受注者の責任者として適正に本事業を遂行できる統括責任者を配置し、発注者が本事業の履行を監督する者として定めた職員（以下「監督職員等」という。）の承諾を得ること。なお、統括責任者は、建築士法第2条に規定する一級又は二級建築士の資格を有すること。
- 2) 統括責任者は、監督職員等との協議責任者とし、設計業務管理技術者、工事監理者、現場代理人、主任技術者を統括し、設計業務から事業完了まで本事業の推進と相互調整について責任をもって担うこと。
- 3) 各業務管理技術者等のうち、設計業務管理技術者と工事監理者・現場代理人と主任技術者については、それぞれ兼任することができる。
- 4) 業務の期間中に統括責任者以下の各担当者について、発注者が不相当とみなした場合、受注者は速やかに適切な措置を講ずること。
- 5) 統括責任者の変更は、本事業の完成・引渡しまでの間、病気・死亡・退職等の極めて特別な事情でやむを得ないとして発注者が認める場合を除き、変更を認めない。

② 監督職員等の役割

監督職員等の指示に従い、円滑に業務を遂行すること。監督職員等の有する権限は、次のとおりである。

- (1) この要求水準書に記載する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する本件設計に関する指示
- (2) この要求水準書の記載内容に関する受注者の確認の申し出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行についての受注者、受注者の管理技術者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (4) 本件設計の進捗の確認、要求水準書の記載内容と履行内容の照合その他この契約の履行状況の調査
- (5) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (6) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

③ 関係官公署等への届出手続

本事業に必要な関係官公署、その他関係機関（民間を含む。）への協議、報告、開発行為の

許可や建築確認申請等の各種許認可申請業務及び手続を行うこと。関係官公署等への届出手続に当たっては、届出内容等についてあらかじめ監督職員等に報告し、承諾を受けること。

関係官公署等への届出手続に必要な費用（計画通知及び構造計算適合性判定、省エネ適合性判定、中間検査、完了検査等に係る手数料等を含む。）は、受注者の負担とする。

新園舎へのインフラ（電力・給水・ガス・弱電等）の引込みに関する負担金は、受注者が負担する。

受注者は、関係官公署等と協議等を行った場合は、協議記録を作成し、速やかに監督職員等に提出すること。

④ 打合せ及び記録

受注者は、本事業を適正かつ円滑に実施するため、監督職員等と綿密に連絡を取り、十分に打合せを行うこと。また、監督職員等と打合せを行った場合は、その都度、打合せ記録を作成し、速やかに監督職員等の確認を受けること。

受注者は、監督職員等から進捗状態等の報告を求められた場合は、速やかに応じること。

⑤ 各段階における履行確認

- 1) 受注者は契約締結後、速やかに要求水準書及び技術提案書類（以下「技術提案書等」という。）をまとめた技術提案書等実施計画書を作成し、監督職員等に提出すること。
- 2) 技術提案書等実施計画書には、入札時の具体的評価項目ごとに技術提案書等の内容の確認方法、確認時期及び確認者その他必要な事項を記載すること。
- 3) 受注者は適宜、技術提案書等実施計画書に基づき、確認者自ら技術提案書等についての履行確認を実施し、その結果を発注者へ報告すること。
- 4) 発注者は、技術提案書等の内容に適合しているか否かについて定期的な確認を行う。その上で、施工状況の確認を行い、その結果、当該内容に適合しない場合には改善を求めることができる。

⑥ 検査

1) 予定工程表等

受注者は、契約締結後14日以内に技術提案書等に基づいて、請負代金内訳書及び本件設計と本件工事の概略の工程を示した全体工程表を作成し、発注者に提出すること。

なお、提出した予定工程表を変更する必要がある場合は、監督職員等に報告するとともに、本事業に支障がないよう適切な措置を講じること。

2) 提出書類

受注者は、関係書類を遅滞なく提出すること。その場合、提出する部数は、監督職員等の指示によるものとする。発注者で様式を指定していないものは、受注者において様式を定め、監督職員等の確認を受けること。

3) 完成検査等

- (ア) 受注者は、設計のすべて又は全体工程表に示した、先行して施工する部分の設計が完了したときは、その設計成果物を発注者に提出し、発注者による施工の承諾を受理した後に、その施工を開始すること。
- (イ) 受注者は、検査担当課の検査員（以下「検査員」という。）による随時検査
- (ウ) （施工工程において特に検査が必要であると認めたときに行う検査）及び部分完成検査又は出来高検査を受検し、合格すること。

年 度	支払限度額
令和7年度	50,000,000円
令和8年度	50,000,000円

- (エ) 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

(2) 設計業務に係る要求水準

① 設計業務に関する留意事項

設計業務は、基本設計、実施設計及びその関連業務を実施し、発注者が要求する施設機能等を高い精度で計画に盛り込み、満足度の高い施設にする。

受注者は、設計業務着手前に、本整備事業の特性を踏まえた「設計業務方針書」を作成し、監督職員等の承諾を受けること。

発注者及び受注者は、設計業務を実施するにあたり、本書のほか、工事請負契約約款（設計・施工一括）を準拠し履行すること。

- 1) 受注者は、設計業務管理技術者、設計業務に係る建築担当主任技術者（以下
- 2) 「設計業務管理技術者等」という。）配置にあたって、事業契約締結後、速やかに資格や実績等に関する資料を監督職員等に提出し、承諾を得ること。
- 3) 設計業務管理技術者等の資格要件は次による。
 - ・ 設計業務管理技術者、建築担当主任技術者
建築士法（昭和25年法律第202号）による一級又は二級建築士
- 4) 受注者は、設計業務の遂行に当たり発注者等と協議の上、進めるものとし、その内容について、その都度書面（打合せ記録書等）に記録し、相互に確認する。
- 5) 設計業務の進捗管理は、受注者の責任において実施する。
- 6) 受注者は、発注者等に対し、設計業務の進捗状況を定期的に報告する。
- 7) 発注者は、設計業務の進捗状況及び内容について随時、確認できる。
- 8) 受注者は、計画通知のほか各種申請業務を行い、申請手続に関する関係機関との協議内容を発注者等に報告するとともに、必要に応じて各種許認可等の書類の原本及び写しを発注者に提出する。
- 9) 受注者は、実施設計完了後、監督職員用に実施設計図を1部製本（A3版二つ折り）し、監督職員に提出する。

② 整備対象施設の基本設計

技術提案書等を設計条件として整理した上で、建築物の配置計画、平面と空間の構成、各部の寸法や面積、建築物として備えるべき機能、性能、主な使用材料や設備機器の種別と品質、建築物の内外の意匠等を検討し、それらを総合して成果図書を作成するために必要な業務を行う。

- 1) 受注者は、業務契約締結後、設計・施工上の必要な事前調査業務等を行う。
- 2) 関連する法令、制度及び制約条件を調査し、必要に応じて所管の行政庁等からの情報収集や行政庁との協議、調整を行い、設計業務に反映させること。
- 3) 国土交通省告示第8号別添一の基本設計に係る「標準業務」に基づき実施すること。なお、基本設計業務を行うにあたり、下表の内容も検討すること。
- 4) 基本設計の成果品は、添付資料3「基本設計業務に係る成果品」による。

【新園舎】

	検 討 内 容
ア	施設整備の基本的な考え方への対応
イ	動線と管理区分計画
ウ	建物のイメージ図（外・内）
エ	建築内外装のトータルデザイン・マテリアル計画
オ	配置計画・敷地内の動線計画（車両動線計画含む）
カ	駐車台数の検討
キ	景観計画、外構計画（園庭、駐車場、プール、植栽、安全施設）
ク	構内排水計画（調整池計画含む）
ケ	平面、断面、仕上げ計画、シックハウス対策（比較検討）
コ	面積表
サ	構造計画
シ	イニシャルコスト削減・ランニングコスト削減計画
ス	バリアフリーとユニバーサルデザインの採用計画
セ	エネルギーの採用計画
ソ	省エネルギー、環境配慮設計等に関する考え方（ZEB比較検討）
タ	防災対策の考え方
チ	上水・下水・電気等の引き込み計画
ツ	シ、ス、セ、ソ、タ、チの検討を基にした電気設備計画
テ	シ、ス、セ、ソ、タ、チの検討を基にした機械設備計画
ト	関係法令のチェックシート及び関係機関との協議書
ナ	その他発注者の指示するもの

【概算工事費の算出】

	検 討 内 容
ア	工種ごとの積算数量計算書と集計表
イ	基本設計が固まり次第、概算工事費の算出

【工事仮設計画・工事手順計画】

	検 討 内 容
ア	工事仮設計画を作成
イ	工事手順計画を作成

③ 整備対象施設の実施設計

要求水準の内容を正確に読み取り、設計意図に合致した建築物の工事を的確に行うことができるよう基本設計に基づいて設計意図をより詳細に具体化し、その結果として成果図書を作成するために必要な業務を行う。

- 1) 実施設計業務成果品については、添付資料4「実施設計業務に係る成果品」による。
- 2) 国土交通省告示第8号別添一の実施設計に係る「標準業務」に基づき実施すること。
- 3) 実施設計業務を行うにあたり、上記2)のほか、以下の内容についても実施すること。

【新園舎】

	検 討 内 容
ア	施設整備の基本的な考え方の確認
イ	動線と管理区分計画の確認
ウ	建物のイメージ図（外・内）
エ	建築内外装のトータルデザイン・マテリアル計画の詳細検討
オ	配置計画・敷地内の動線計画の詳細検討（車両動線計画含む）
カ	駐車台数の確定
キ	景観計画、外構計画の詳細検討（植栽、安全施設）
ク	構内排水計画の詳細検討
ケ	平面、断面、仕上げ計画、シックハウス対策の詳細検討
コ	面積表の確定
サ	構造計画の詳細検討
シ	イニシャルコスト削減・ランニングコスト削減計画の詳細検討
ス	バリアフリーとユニバーサルデザインの採用計画の詳細検討

セ	エネルギーの採用計画の詳細検討
ソ	省エネルギー、環境配慮設計等に関する考え方の確認
タ	防災対策の考え方の確認
チ	上水・下水・電気等の引き込み計画の確認
ツ	シ、ス、セ、ソ、タ、チの検討を基にした電気設備計画
テ	シ、ス、セ、ソ、タ、チの検討を基にした機械設備計画
ト	関係法令のチェックシート及び関係機関との協議書
ナ	その他発注者の指示するもの

【工事費の算出】

	検 討 内 容
ア	実施設計が固まり次第、工事費を算出
イ	内訳書は、エクセルファイルで作成

【工事仮設計画・工事手順計画】

	検 討 内 容
ア	工事仮設計画を作成
イ	工事手順計画を作成

④ 設計定例会議

- 1) 発注者と受注者は、原則として月に1回、設計内容やスケジュール等の調整を目的として定例会議を行う。
- 2) 受注者は、会議資料を用意し、会議を進行するとともに、会議内容について、その都度、書面（打合せ記録書等）に記録し、記録は出席者間で相互に確認したものを保管する。
なお、資料は、前日正午までに参加者に事前配布する。また、工事費の見直しが必要な項目に当たっては、単価の根拠となる資料を添付する。
- 3) 会議会場は、発注者が用意する。

⑤ 成果品の管理及び帰属

- 1) 設計業務における成果品の様式及び書式については、事前に発注者等との協議により承諾を得ること。成果品については添付資料3「基本設計業務に係る成果品」及び添付資料4「実施設計業務に係る成果品」を参照すること。
- 2) 成果品は、全て発注者に帰属し、その管理は発注者が行う。
なお、受注者が本業務に係る成果品又は計画の一部を第三者に公表する場合は、発注者と協議により承諾を得なければならない。また、成果品に関する著作権は、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作

物に係る受注者の著作権（同法第17条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に、発注者に無償で譲渡すること。

⑥ 関連業務との調整

受注者は、設計業務期間中、監督職員等の指示の下、関連業務を行う担当者との調整を行い、技術提案書等の意図を踏まえた設計図書を作成するよう留意すること。

⑦ 検査

受注者は、現場着工予定日の10日前までに、添付資料4「実施設計業務に係る成果品」を提出し、10日以内に検査担当課の検査員による検査を受検し、合格すること。

⑧ 工程表及び内訳書

受注者は、設計に関する検査に合格後、要求水準書並びに当該検査に合格した設計図書に基づいた本件工事の工程表及び内訳書を作成し、発注者に提出すること。

(3) 工事監理業務に係る要求水準

工事監理業務は、設計の内容が工事施工に反映されていることの確認、契約工期に基づく予定工程管理、設計品質を実現する品質管理、必要な設計変更内容の工事への反映をするとともに、監督職員等、実施設計者、工事施工者等との連絡調整を行い、本事業の目的や発注者の要望を実現することを目的とする。

なお、工事監理業務を実施するにあたり、本書のほか、工事請負契約約款（設計・施工一括）を準拠し履行すること。

① 工事監理業務

- 1) 受注者は、工事監理者、工事監理業務に係る建築担当主任技術者（以下「工事監理者等」という。）の配置にあたり、事業契約締結後、速やかに資格や実績等に関する資料を監督職員等に提出し、承諾を得ること。
- 2) 工事監理者等の資格要件は次による。
 - ・ 工事監理者、建築担当主任技術者
建築士法（昭和25年法律第202号）による一級又は二級建築士
- 3) 工事監理者等は、工事着手前に監督職員等と十分に協議した工事監理業務方針書を作成し、適用法令等、建築工事監理指針、適用基準等に基づいて工事監理業務を実施すること。
- 4) 工事監理者等は、施工者との協議・指示事項等について、原則として書面をもって行うこと。
- 5) 工事監理者等は、施工業務を管理する現場代理人及び主任技術者とはそれぞれの職責を担う立場として独立し、適切な工事監理業務を実施すること。

② 施工段階における変更等の手続

- 1) 工事監理者等は、施工段階での各種行政手続、申請手続に関する関係機関との協議や実際の手続を実施し、設計者とともに滞りなく行うこと。
- 2) 工事監理者等は、施工段階で発生した変更事項について実施設計者とともに性能、コスト及び工期を検証し、要求水準の内容に不一致の懸念が認められる場合は、監督職員等と協議すること。

③ 主な業務内容

- 1) 業務内容は、法定の工事監理業務、国土交通省告示第8号の工事監理に関する業務及び契約に定めた工事監理業務とする。
- 2) 工事監理者等は、工事着手前に施工者の作成する工程表、施工関係の書類等を確認するとともに、遅滞なく必要な届出手続等が行われていることを確認すること。
- 3) 工事監理者等は、工事着手前に施工者の作成する施工計画書、施工要領書、総合図、施工図、製作図等により、実施設計で求める機能、性能及び品質が確保されているか、並びに適用する図書等が遵守されているか確認すること。

また、施工の各段階において、使用資材の確認や施工状況の確認、施工試験、材料試験の立会・出来形の検査等を行うこと。

- 4) 工事監理者等は、工程会議を円滑に行えるよう実施設計者や施工者を支援すること。
- 5) 工事監理者等は、添付資料7「受注者が提出する書類」の工事監理業務に関する書類を工事施工着手前、工事施工時等、適時、監督職員等に提出し、承諾を得ること。
なお、提出時期は、監督職員等の指示に従うこと。
- 6) 工事監理業務の成果品として、添付資料5「工事監理業務に係る成果品」を工事施工中に提出すること。また、工事完成時には、改めて成果品をまとめて提出すること。
- 7) 工事監理者等は、添付資料6「施工業務に係る成果品」について、成果物の最終確認を行うこと。

④ 工事監理業務の留意事項

- 1) 工事監理者等は、あくまでも第三者の立場・視点に立って業務を遂行すること。
- 2) 工事監理者等は、実施設計図書に加えて、要求水準書・基本設計図書に記載された内容も熟知した上で、QCDS（品質・コスト・工期・安全・環境）に留意して業務を実施すること。

(4) 施工業務に係る要求水準

工事施工においては、実施設計図書に基づき、発注者の要求する品質基準を確実に反映させるとともに、適切な工事監理のもと、安全管理を徹底し、工期内での確実な完成及び引渡しを行い、不具合のない高品質な施設を実現することを目的とする。なお、施工業務を実施するにあたり、本書のほか、工事請負契約約款（設計・施工一括）を準拠し履行すること。

① 整備対象施設の工事

- 1) 受注者は、適用法令、適用基準等を遵守し、実施設計業務で作成した実施設計図書に従って、前出の業務内容（法令手続き業務も含む）、スケジュール等のとおり新園舎の工事施工を実施し、所定の検査等を受け、引渡しを行うこと。
- 2) 整備対象施設の工事は次のとおりである。

整備対象施設	工事内容
新園舎	建築、電気設備、衛生設備、空調設備、
新園舎の外構	園庭、排水、植栽、駐車場、安全施設、調整池
既設はだしこ保育園の外構	工作物解体、植栽、グラウンド復旧
付帯工事	上記に関連する付帯工事

※新園舎の整備に先行し、工事過程で支障となるインフラ設備工事も実施すること。

- 3) 受注者は、工事監理業務とともに施工期間中、関係者との連絡調整に努め、各業務が円滑に実施できるように協力すること。
- 4) 受注者は、発注者の求めに応じて、随時、施工状況に関する説明を行い、基本設計及び実施設計の意図が適正に施工内容に反映されるよう留意すること。
- 5) 受注者は、工程等について協議・検討するため、原則、毎月1回以上、監督職員等その他関係者の立会いの下、工程会議を主催すること。

② 施工業務の留意事項

1) 一般的事項

事項		留意点
1	適用基準	本工事は、次の基準を適用する。 ・ 旧四会連合協定工事請負契約約款に適合した建築工事共通仕様書（公共建築協会） ・ 公共建築工事標準仕様書 ・ 建築工事監理指針 ・ 工事写真撮影ガイドブック 建築工事編

		建築工事標準図 ※建築・電気設備・機械設備工事ごと
3	事前調査	本工事施工前に現況調査を十分に行うこと。なお、不明な点は監督職員との協議による。
4	工程及び搬入方法	工事の工程及び機器等の搬出入方法は、監督職員及び施設管理者との協議のうえ、施設の運営に支障のないように進めること。
5	官公署等への手続き	工事の完成に必要な官公署等への手続きは、費用を含め受注者の責任において行うこと。
6	安全管理	・ 受注者は、災害公害及び危険防止のため、関係法規の定めるところに従い十分な策を講じ施工すること。なお、必要があれば適切に足場、仮囲い、養生等を行うこと。 ・ 工事中発生した公害及び近隣からの苦情に対しては、施工者の責任において対処する。 ・ 工事中は必要に応じて交通誘導員を置き、他への安全に期する。 ・ 車両の出入りに際しては、土落とし等の対策を行う等、周辺道路の汚損等が無いような対策をとること。汚損した場合は、直ちに清掃、修復を行うこと。
7	保険等	第三者に損害を与えた場合及び工事目的物、工事材料に損害を被った場合の保証を目的とする損害保険、建設工事保険等に加入すること。
8	使用材料工法	・ 使用材料の選定に当たっては、環境に優しい材料及びリサイクル商品（グリーン購入法）、エコマーク製品の使用、環境負荷を軽減する工法を考慮すること。 ・ 本工事に使用する建築材料等は、本図書に規定するもの、又はこれらと同等のものとし、その場合は監督職員等の承諾を受けること。 ・ 建築工事共通仕様書又は建築改修工事共通仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品指定工法による。
9	施工計画	工事に先立ち、関係者と打ち合わせを行い、各種施工計画を立案すること。
10	隠蔽部の検査	埋戻し、コンクリート打設及び内外装の仕上げ等により工事部分が隠蔽となる部分については、監督職員等の立ち会い・検査を受けること。また、立会い・検査が困難な場合は、承諾を受けた後、施工前・施工中・施工後を写真等で確認できるようにすること。

14	引き渡し	工事完成による引き渡しに当たっては、受注者は社内検査を行い、合格後、諸官公署、建築主の竣工検査を受け、必要書類、物品とともに引き渡し、その後の適正な運用に協力する。
15	品質確保	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
17	中間検査	中間検査の実施は、「当法人中間検査要綱」に基づき実施するもの。なお、中間検査は、給付の対象としない。
19	電波障害対策	工事中の仮設物による電波障害対策工事が必要となった場合は、受注者の責任において速やかに実施すること。
20	その他	- 各仕様書にない工事関係様式については岐阜県建設工事共通仕様書に準拠すること。 - 工事表示板(900×1200 トタンにカットシート貼り)を設置する。 - 受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等については、工事請負契約約款（設計・施工一括）の規定による。 - 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。 - 再生資源利用（促進）計画書（現場掲示様式）を、工事現場の見やすい場所に掲示すること。また、同計画をインターネットに公表するように努めること。 - 工事期間内は、美観確保のため適宜、工事区域内の清掃等を行い、区域内を良好に維持管理するとともに、周辺地域の環境保全に努めること。 - 受注者は、関係法令及び当法人個人情報保護法施行条例の規定により、情報の保護及び管理のための必要な措置を講ずる義務が課せられる。

2) 非構造部材の耐震対策

大地震時においても安全な居室空間や避難経路を確保するために、天井材等の内装材、外装材、照明器具、家具等の非構造部材の破損・脱落・転倒について、必要な対策を講ずること。

3) 工程計画

(ア) 受注者は、実施設計完了届提出後、速やかに着工届、施工業務工程表その他必要な書類を発注者に提出するとともに、速やかに工事施工に着手すること。

(イ) 新園舎の完成後、建築基準法第18条第17項に規定する検査を受け、検査済証を取得すること。

4) 書類の提出・常備

(ア) 受注者は、添付資料7「受注者が提出する書類」に掲げる書類のうち、施工に係る書類を工事着手前の適切な時期に監督職員等に提出し、承諾を得ること。提出時期については、監督職員等の指示に従うこと。なお、各工事書類の成果品は、添付資料6「施工業務に係る成果品」のとおりにファイリングし、工事監理者の確認後、検査員の検査を受検し、合格すること。

(イ) 施工計画に関する書類は、工事監理者の承諾を得たものを工事監理者が監督職員等に提出すること。

(ウ) 工事関係図書、工事記録書等は、適宜、工事現場に常備し、監督職員等の求めに応じて提示できるように整理しておくこと。

5) 進捗状況の報告と確認への対応

受注者は、工事の進捗状況を毎月報告（工事進捗報告書（月報））するほか、発注者が要請したときは、施工の説明や報告を行うこと。

6) 施工中、完成時、引渡し時及び事業完了時

(ア) 受注者は、施工中、完成時、引渡し時及び事業完了時には、工事記録等を整備し、監督職員等の確認を受けること。

なお、書類の提出については、監督職員等に確認して提出すること。

(イ) 受注者は、各種試運転確認や完成自主検査、工事監理者検査を行った上で監督職員等による下検査を受けることとし、各種測定、竣工写真撮影等を終えて、滞りなく引渡しを終えること。

(ウ) 受注者は、前述の各種試運転とは別に、発注者が指定する施設管理者等に各種機器・器具の取扱い説明を行うこと。

7) 契約不適合に関する点検

(ア) 受注者は、工事引渡し後1年時点及び2年時点で、自ら企画して発注者及び監督職員の立会いを求め、工事全般について瑕疵及び損耗に関する点検を実施すること。なお、点検の時期・方法・内容等の詳細は、工事目的物の引渡しまでに発注者の承諾を得る

こと。

- (イ) 点検の結果、施工上の契約不適合が確認された場合、受注者の責任及び費用により、当該不適合箇所を補修すること。
- (ウ) 点検に必要な費用は、全て受注者の負担とする。

③ 近隣への配慮

- 1) 工事着手に際し、近隣関係者へ説明を実施すること。監督職員等の指示に従い資料作成や設営等に協力すること。また、近隣関係者から説明会の開催要望が出た場合は、これに対応すること。なお、当該説明及び説明会に係る費用は、受注者の負担とする。
- 2) 工事施工に起因して発生が予想される騒音、振動、悪臭、光害、電波障害、粉塵の発生又は交通渋滞その他工事により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、影響を受ける範囲（影響を受ける範囲は監督職員等と協議の上、定める。）について十分に配慮すること。なお、必要に応じて、事前にポスティングや掲示、回覧等を用いて工事の予定や環境への影響について周知させること。
- 3) 施工方法、工程計画は、近隣及び工事に際し、影響がある関係者に対して事前に周知すること。
- 4) 施工中の近隣対応を適切に行い、その内容及び結果を速やかに監督職員等に報告すること。なお、近隣対応に係る費用は、原則として受注者の負担とする。
- 5) 近隣への対応は、近隣からの連絡窓口となる担当者を受注者側で一本化し、工事の着手から完成まで対応すること。

④ 緊急時の対応

本工事において破損、火災、事故等が発生し、緊急に対処する必要が生じた場合には直ちに適切な措置を講じるとともに、関係機関と連絡・調整を行い、速やかに発注者に連絡すること。

⑤ 南海トラフ地震に対する対応

工事期間中、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物、仮設物等に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行う等、有事に際しての備えを行うこと。

⑥ 変更契約業務に係る資料作成の支援

受注者は、発注者が実施する本工事についての変更契約の手續に伴う資料作成等（議会への資料等を含む。）に関して支援すること。

⑦ 費用に関する特記事項

- 1) 本工事の工事着手から引渡しまでの工事範囲部分の電気、上下水道、ガス・通信等の使用料金（基本料金を含む。）並びにそれらの引込申請料は、全て受注者の負担とする。
- 2) 公租公課が発生した場合は、全て受注者の負担とする。

⑧ 検査・引渡し

1) 完成検査等

受注者は、施工の完成後、各法令に基づく完成検査受験するとともに、発注者に工事完成届を提出し、14日以内に検査員による完成検査を受検し、合格すること。

2) 引渡し又は部分引渡し

受注者は、完成検査又は部分完成検査に合格したときは、速やかに工事目的物を引き渡さなければならない。引渡しに際し、施設管理者等に機器の取扱い、操作方法等の指導に必要な技術者を派遣し、説明を行うこと。

なお、全ての事業完了後も1年間は発注者の求めに応じ、園舎内各設備等の調整を行うこと。

⑨ 検査及び監査等への協力

受注者は、本工事に関する発注者への監査（内部も含む。）、会計検査等が実施される場合には、工事完了後も含めて資料作成、指摘事項への対応等の協力をする事。